

平成 30 年 6 月 15 日

平成 30 年度 認定実務実習指導薬剤師養成講習会（座学）

主催：一般社団法人 京都府薬剤師会

共催：（公財）日本薬剤師研修センター

- 【日 時】 平成 30 年 9 月 2 日（日）10 時 00 分～14 時 30 分（途中休憩を含む）
- 【会 場】 京都府薬剤師会館（定員：100 名）京都市営バス「五条坂」より徒歩約 1 分
- 【受講料】 京都府薬剤師会員は無料
他府県薬・他府県病薬会員：1,000 円（当日払い）
非会員：5,000 円（当日払い）
- ※1 日の研修会で全て受講しても、1 講座だけでも上記金額となります

【申込先】（一社）京都府薬剤師会 TEL (075) 551-0376 / FAX (075) 525-1650

【内 容】

講座①（旧イ）

薬剤師の理念

講座②（旧ウ）

②-1 平成 25 年度改訂 薬学教育モデル・コアカリキュラム

②-2 薬学実務実習に関するガイドライン

講座③（旧ア、オ）

③-1 学生の指導（法的問題）

③-2 学生の指導（OBE に基づいた薬局実務実習の進め方）

③-3 学生の指導（改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した病院実習）

【講習会受講申込にあたってのご注意】

1. 本講座は、平成 22 年度より（公財）日本薬剤師研修センターの研修認定薬剤師制度の対象外となり、**研修センターシールの配布はありません。**
2. 受講資格は、実務経験年数5年以上の方で、病院又は薬局における実務経験が受講しようとする時点において継続して3年以上であること、かつ、現に病院又は薬局に勤務している者であること。
3. 6 年制の薬学教育を受けて薬剤師となった者は、薬剤師実務経験が3年以上あれば、認定実務実習指導薬剤師養成研修を前もって受講することができるものとする。
4. 受講資格を満たすことなく受講し、交付を受けた受講票は無効。
5. 修了証又は受講証の有効期間が6年間であること。
6. 平成 30 年 3 月 31 日までに交付された修了証又は受講証は、平成 32 年 4 月 1 日以降無効となり認定申請に使用できなくなる。
7. 講習会終了後、成果報告書（各講座 250 字～500 字）を提出いただき、その場で受講証と引き換えとなります。
8. 本受講証は、認定実務実習指導薬剤師の申請をする際に必要となります。また、紛失等による再発行はいたしません。遅刻、早退の方への受講証の交付はいたしませんので、ご了承ください。
9. 受付は先着順とし、定員（100 名）になり次第締切らせていただきます。（満席の場合は、お断りの連絡をさせていただきますのでご了承ください。）

平成30年度認定実務実習指導薬剤師養成講習会（座学）

申込書 兼 参加証

受講する講座に○を付してください。

平成30年9月2日（日） 10：00～11：00	平成30年9月2日（日） 11：00～12：00	平成30年9月2日（日） 12：30～14：00	平成30年9月2日（日） 14：00～14：30
講座① （旧イ）	講座② （旧ウ）	講座③ （旧ア、オ）	各講座ごとの 成果報告書作成

会 員 区 分	京都府薬剤師会員 地域薬剤師会名 （ 薬剤師会）	他府県薬 会員（ 府・県） 他府県病薬会員（ 府・県） 非 会 員（ 府・県）
勤務先名		
（ふりがな） 参加者氏名	TEL	
	FAX	
実務経験年数	現時点で継続3年以上勤務経験 有 ・ 無 （どちらかに○付してください）	
6年制卒	はい ・ いいえ	

京都府薬剤師会

FAX：075-525-1650

※薬剤師会使用欄